

1. 「はんなんの教育」の基本理念

誰一人取り残さず 誰もが輝くことができる
協働・共創社会のひと・まちづくり

2. 「はんなんの教育」の基本方針

- ①すべての個性を輝かせ一人ひとりの「自己実現をはかる教育」を推進します
- ②人がつながり支え合い「ともに学び・ともに育つ共生の教育」を推進します
- ③まなぶ・はぐくむ・つなぐ「生涯学習のひと・まちづくり」を推進します
- ④はんなんの うみ・さと・やま をフィールドに「未来に向かって生きる力」を育みます

3. 重点項目

重点1. 未来に向かって「確かな学力」と「生きる力」を育成する

「確かな学力」と「生きる力」の育成とは、

- ①生きて働く「知識・技能」の習得
- ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成
- ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」の涵養 のこと

【取組の重点】

- * すべての教育活動で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校園全体で育成すること
- * 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の趣旨に沿った授業改善を推進すること
- * 海洋教育及びSDGs（※1）に関する学習や活動を通じ、新しい時代を切り開き、持続可能な社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成すること
- * 子どもたちが自ら問いを見だし、協働して課題を解決する探究的な学びを充実させること

【取組項目】

- すべての教科等で学習の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能を育成するとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを導くなどの言語活動の充実を図る。
- 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科などで計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成する。
- 情報活用能力の育成にあたっては、「大阪府情報活用能力ステップシート（※2）」等を参考に、生成AI（※3）の普及等も踏まえ、小中学校9年間を見据えた体系的な指導に努める。
- 海洋教育などの「課題解決学習」や「探求型協働学習」を進める中、自ら問いを見だし、主体的に解決しようとする態度を身に付け、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性」を涵養する。

- 「海洋教育副読本」などを活用し、自分たちが暮らす社会と地域に興味を持ち、豊かな自然環境を進んで保全しようとする態度を育むべく、海洋リテラシー（※4）の育成をはじめとする環境教育を推進する。
- 子どもの学力向上、教員の教科指導力向上のため、研究授業を実施し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図るなど、授業改善に努める。
- 児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実させる。
- 家庭における学習習慣の定着を図り、自ら進んで学ぶ態度を育成する。
- 学校図書館の環境整備及び市立図書館との連携により、子どもの読書習慣と豊かな語彙力を身に付けさせるための読書活動・学習活動の充実を図る。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（※5）を踏まえ、学びの連続性を踏まえた教育課程を編成するとともに、活動内容の工夫、指導の充実を図る。

重点2. 阪南GIGAスクールビジョン（※6）の実現に向けた取組を推進する

【取組の重点】

- * 1人1台端末・ICT（※7）を効果的に活用した授業の一層の改善を図ること
- * 学習支援アプリ（※8）を活用し、思考を深め、自らの言葉で発信する力を育成すること
- * 各教科の学びを深め本質に迫る探究活動の充実及び情報モラル教育を推進すること
- * 個別最適な学びの推進及び学習機会の確保に向けた学習用タブレット端末の家庭での積極的な活用を図ること
- * 校務・授業のスリム化を通じた教員の働き方改革を推進すること

【取組項目】

- 「大阪府情報活用能力ステップシート」「大阪府における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた1人1台端末を活用した学びの姿」等を参考に、発達段階に応じて体系的に情報活用能力の育成を図る。
- 1人1台端末や学習支援アプリを活用した、双方向型の授業、一人ひとりの理解度により選択できる『個別最適な学び』、多様な考えを活かし深めることができる『協働的な学び』をさらに推進させる。
- 課題を設定し、情報を収集し、整理と分析を進め、まとめて表現する、といった一連の学習の流れを確立し、探究活動を充実させる。
- 生成AIの普及などの社会の変化に応じた、情報モラル教育を含めた情報活用能力とプログラミング的思考（※9）を育む教育を確実に実施する。
- 家庭学習や学習機会の確保、子どもと教員がよりつながることをめざし、学習用タブレット端末の活用を進める。
- 校務支援システムや生成AIなどのICTの活用により教員の働き方改革を進め、教員が児童生徒や教材と向き合う時間を確保する。
- GIGAスクールビジョン推進担当教員を中心に校内体制を整え、好事例の共有など、学習用タブレット端末をより効果的に活用するための校内研修を実施する。
- 生成AIを教職員が校務等で利活用する場合は、「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン Ver.2.0（文部科学省 R6.12.26）」に基づき、適切に利用する。

重点3. 外国語(英語)教育の充実を図る

【取組の重点】

- * 発達段階に応じ、言語や文化に対する理解を深め、主体的に英語を使う子どもを育成すること
- * 「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語を活用する力を育成すること

【取組項目】

- ALT（外国語指導助手）（※10）との関わりなどを通して、異文化理解を深め、多様な考え方を尊重する態度を育成するとともに、主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度と実際に活用できる力を養う。
- 幼稚園では、各種行事の中で、子どもたちが英語に触れる機会を確保する。
- 小中それぞれの指導上の共通点、相違点を理解するための交流の場を設ける等、校種間での指導が継続するように小中連携を充実させる。
- 英語教育担当教員がALTと円滑に連携し、ネイティブスピーカーの音声を聞いたり会話したりする機会を増やすために、ICTやオンラインの活用を含めた英語教育の推進体制を充実させる。
- 小学校外国語活動では、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を行い、「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- 小学校外国語科では、中学年の内容に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- 中学校外国語科では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能5領域をバランスよく指導し、「日常的な問題や社会的な問題」を取り上げて即興的に伝え合う対話的な言語活動を用いながら、主体的にコミュニケーションを図ることができる力や相手（話し手、読み手、聞き手）を理解しようとする態度を養う。

重点4. 健やかな体を育む

【取組の重点】

- * 学校園と家庭・地域の協働によるよりよい生活習慣及び運動習慣の定着と体力づくりを推進すること
- * 全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること
- * 学校教育活動全体を通じた健康の保持・増進にかかる取組、健康教育の充実を図ること

【取組項目】

- 子どもの家庭での生活状況を把握し、家庭、地域、諸団体、校種間の連携を通し、よりよい生活習慣を定着させるための取組を推進する。
- 遊びや生活の中で、幼児・児童期に多様な動きを経験し、体力・運動能力の基礎を培う取組を推進する。
- 子どもの体力の状況を正確に、且つ継続的に把握・分析し、学校園全体で体力向上の取組を推進する。
- 武道をはじめ体育等における安全確保のための研修や取組を充実させる。
- 家庭・地域と協働し、「食」と「心身の健康」の関連性や重要性の理解を深める取組を推進し、食や食文化、食料の生産等に関わる人々に対して感謝する心を育み、食事のマナーや食事を通じて人間関係形成能力を養う。
- 子どもたちが抱える食に関する課題の改善のため、栄養教諭等が中心となり、個別的な相談指導などを通じて食に関する指導を実施する。
- 保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の取組を推進する。
- 生命を大切に考えることや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けるために「生命（いのち）の安全教育」の取組を推進する。
- 近視の発症・進行予防のため、長時間の近業（近いところを見る作業）を避け、タブレット等の適切な使用について周知・啓発を行う。

重点5. 個に応じ、自立に向けた支援教育を推進する

【取組の重点】

- * すべての子どもが「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校園づくりを推進すること
- * 子どもたち一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに対応した指導・支援を充実すること
- * 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動の指導について、一層の充実を図ること

【取組項目】

- 人とのつながりを大切にしながら、学校園生活全体を通して、発達を促していく取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした教育支援体制を確立し、必要に応じて外部の専門家等との連携を図りながら、一人ひとりの実態把握に努め、自立に向けた効果的な指導、支援の充実を図る。
- すべての子どもにとって効果的な支援となるユニバーサルデザイン（※11）の観点を取り入れた保育・授業を推進するとともに、自尊感情や自己有用感を高める「集団づくり」を進める。
- 一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮（※12）について適切に対応するとともに、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努める。
- 市の支援教育方針にもとづき、本人及び保護者の意向を踏まえ、個に応じた特別の教育課程の編成や見直しを行うとともに、本人に適した学びの場について検討を行う。
- 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」をすべての教員が共有し、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに実施状況を適宜評価し、改善を図る。
- 通級による指導・支援をより一層充実させるとともに、その学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導担当教員と担任との連携や校内の支援体制の充実を図る。

重点6. 道徳性を養う

【取組の重点】

- * 学校園の教育活動全体を通じた道徳教育を充実すること
- * 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、対話的な学びを通して多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること

【取組項目】

- 学校園が一体となって道徳教育を進めるため、各学校園のめざす子ども像及び園児・児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点内容項目を定め、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理し、カリキュラムマネジメントの視点から道徳教育の全体計画及び年間指導計画を作成する。
- 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築するとともに、PDCAサイクルにより道徳教育の推進を図る。
- 授業公開や地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組を推進する。
- 多様な道徳的価値にふれながら、自己や人間としての生き方について多面的・多角的に考えを深め、自分事として捉えられるように保育・授業評価を活用し、指導方法を工夫する。
- 校種間連携を含めた校内研修の体制を整える。
- 道徳科における子どもの学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、日々の指導に生かす。

重点7. 人権意識を高め、実践的行動力を育成する

【取組の重点】

- * 全教育活動において、共生社会の実現に向け、人権意識を涵養すること
- * 人権教育指導体制を充実すること
- * 自他の生命と人権を尊重する心と態度を育成すること
- * 個別の人権課題や「子どもの権利」についての正しい理解の増進と子どもが安心できる環境づくりを推進すること

【取組項目】

- 人権3法（※13）や府人権関係3条例（※14）などを踏まえ、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ等に係る人権問題をはじめ、深刻化しているSNS等インターネット上の差別やいじめ等の今日の人権問題を正しく理解し、その解決をめざした教育を推進する。
- 大阪府教育委員会作成の「人権教育推進の方向性」に沿った組織的・計画的な取組及び実践的な研修を学校園において積極的に実施する。
- 自他の生命や権利を大切にし、違いを尊重して共生することを考える人権教育を通して、発達段階に応じた行動ができる力を育成する。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力の育成にも注力する。
- すべての教職員が、個別の人権課題に関する知的理解を深め、人権感覚を身につけることにより、すべての子どもの人権を保障する教育を推進する。
- 「児童の権利に関する条約」や「こども基本法」、「阪南市子どもの権利に関する条例」などの主旨を踏まえ、自分たちにある「子どもの権利」について、教育活動全体を通じて学び、守ろうとする意識の向上につながる取組を推進する。
- 人権及び人権問題を理解するための研究保育・授業を実施することにより、教材、学習プログラムの開発・発展に努めるとともに、人権教育の成果を継承できるよう研修を行う。
- 各国から帰国や渡日した子どもが安心して学校生活を送り、学習内容を理解することができるように通訳支援者や日本語指導支援者と連携して支援する。

重点8. 子ども理解に基づいた生徒指導を推進する

【取組の重点】

- * 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸ばすため、子どもが自発的・主体的に成長していく過程を支える生徒指導を推進すること
- * 専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（※15）等）を含めた「チーム学校」による生徒指導体制・教育相談体制を確立し、いじめ等の早期発見・早期対応に努めること
- * 問題行動や不登校等の生徒指導上の諸課題に対し、全教職員が組織的かつ迅速に対応し、安全・安心な学校づくりに努めること

【取組項目】

- 学校園の教育活動全体を通じて、すべての子どもの自己指導能力及び、自己肯定感・自己有用感を高められるよう、「共感的な人間関係」、「安心して学校園生活を送れる風土」を教職員の支援のもと、子どもが自ら創りあげる取組の充実を図る。
- 校内の生徒指導体制について点検し、「報告・連絡・相談」を徹底した生徒指導体制を充実させ、ケース会議や校内対策委員会等で協議し、役割や目標等を明確にして組織的に対応する。
- 日常の課題への対応を研修の機会として捉え、各専門家や関係諸機関との連携によるアセスメント及び適切な支援の実施を通じ、教職員一人ひとりの指導力の向上を図る。

- いじめ防止対策推進法を一人ひとりの教員が正確に理解し、各校策定の「学校いじめ防止基本方針」の行動計画を実行するとともに、いじめは「どの学校園、どの子どもにも起こり得るもの」という認識のもと、積極的に認知し、組織として対応することで早期改善を図る。
- 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」を活用して、全ての教職員が適切な指導を行えるようにする。
- アンケートやスクリーニング、タブレット端末等を活用して不登校等の兆しを早期発見し、ケース会議の実施により専門家と共有・アセスメントしたうえで早期対応につなげる。
- 全ての子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりと集団づくりを推進するとともに、不登校やその傾向にある児童・生徒には校内支援ルームや教育支援センター（シンパティア）、フリースクール等と連携し、多様な学びの機会を保障する。
- 解決までに時間のかかった生徒指導事案については、事案を教訓化できるよう全教職員で共有し、生徒指導対応の充実につなげる。
- インターネット・SNSを介したいじめやネット上のトラブル、誹謗中傷の書き込み、無断でのアップロード、ネット依存等の課題について、情報モラル教育やいじめ予防の取組等の年間計画に位置付け、児童・生徒へ指導するとともに、保護者への啓発にも努める。
- 児童虐待防止やヤングケアラー（※16）への早期支援に向けて教職員の意識を高めるとともに、校園内での見守りの強化及び対応体制を確立し、府や市の福祉機関等との連携を密にする。

重点9. 学校園運営体制を確立し、教職員の指導力・教育力の向上を図る

【取組の重点】

- * 学校園評価を活かし、組織的・継続的改善を図る運営体制づくりを進めること
- * すべての教職員が互いに学びあい育ちあう同僚性のある校園内体制づくりを進めること
- * 校園内研究の内容・方法の工夫改善及び外部研修を積極的に活用すること

【取組項目】

- 教職員の世代交代が進む中、分掌や運営の在り方及び学校行事を含めた教育課程の内容を見直し、一層効率的な学校園運営を行う。
- 生徒指導、授業改善、ICTの活用などの課題に対して、それぞれの教職員、様々な職種の専門性が発揮できる校園内体制を整備する。
- 日常的なOJT（※17）により教職経験の少ない教員や学校園運営の中心となるミドルリーダーを育成する。特に、首席や指導教諭はその職務と職責を自覚し、積極的に学校運営に参画する。
- 各校園において取組の成果を計画的・具体的に検証し、PDCAサイクルにより改善を図る。

重点10. 安全を最優先した危機管理体制の確立を図る

【取組の重点】

- * 各校園の「学校安全計画」等の不断の見直しを図り、安全教育と安全指導を推進すること
- * 危機管理体制の強化と防災教育を充実すること
- * 警察等と連携し、自転車利用をはじめとした交通安全の指導徹底を図ること

【取組項目】

- 各校園の「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を事故・災害事例の教訓を基に全教職員で定期的に見直し、改善を図ることで危機管理体制を確立する。

- アレルギー対応や熱中症予防など、心身の健康管理を徹底するとともに、事故の未然防止及び緊急対応の体制を確立し、子どもの健康安全を確保する。
- 子どもの登下校の安全を確保するため、通学路の点検を実施するとともに、学校、家庭、地域、見守りボランティア、関係機関等が連携した取組を推進する。
- 実践的な防災・防犯教育及び訓練を通じて自らの命を守るための「主体的に行動する態度」を育むとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「自助」及び「共助」に関する意識の向上を図る。
- 「はんなん海洋リテラシー」をもとに、海洋に関する防災教育を実施するとともに、海辺等の自然環境をいかした体験活動の際には、十分に安全に留意しながら実施すること。
- 個人情報の適正な管理及び情報セキュリティ対策を徹底する。

重点 1.1. 子どもの豊かな成長に向け、家庭・地域等との協働を充実させる


【取組の重点】

- * 学校園や地域の実態等に応じた取組の継続と充実を図り、教育コミュニティづくりを推進すること
- * 学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの導入に向け、地域とともにある学校運営体制づくりを図ること
- * キャリア教育（※18）を推進すること

【取組項目】

- 学校園や地域の特色を活かした各地域教育協議会の成果と課題を共有し、子どものよりよい成長を促すための活動を充実・発展させる。
- 学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールの導入を視野に入れた学校運営体制について考え、地域とともにある学校づくりを進める。
- 家庭教育支援の充実に向け、親学習リーダーなど地域の人材と連携した親学習講座を実施することにより、家庭や地域の教育力・養育力の向上に努める。
- 保幼小中や支援学校、高校、大学等との連携を深め、課題に対し協働して取り組むとともに、実社会とのつながりを感じられる体験活動を通じて、児童・生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図る。
- 中学校区で共有した「めざす子ども像」の実現に向け、すべての取組にキャリア教育の視点を持ち、社会的・職業的自立に必要な力や態度を育成する。あわせて、児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるよう支援する。

【 用 語 解 説 】

- ※1 **SDGs** 「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国際サミットにおいて、全会一致で採択された国際目標のこと。持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標が定められている。阪南市も令和4年に「SDGs未来都市」に選定され、取組を推進している。
- ※2 「大阪府情報活用能力ステップシート」
大阪府が5つに分類した情報活用能力を義務教育9年間で発達段階に応じて体系的に育むことができるよう、4つのステップに分けたもの。
- ※3 **生成AI** 大量のデータを学習し、文章、画像、音楽など、様々な新しいコンテンツを生成する人工知能。
- ※4 **海洋リテラシー** 海洋に関する知識・教養を得て、それを活用する能力のこと。また、海が私たちに与える影響を理解し、私たちが海に与える影響を理解すること。
『水産・海洋に関して国民が学ぶべき知識や技術』
- ※5 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」
「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」において、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を明確化したもの。しかし、到達すべき目標ではなく、個別に取り出されて指導されるものでもない。小学校と共有することにより幼小接続を推進することにもつながる。
- ※6 **阪南GIGAスクールビジョン**
文部科学省が提唱したGIGAスクール構想を受けて、阪南市で策定した教育ビジョンのこと。5つの教育目標と4つのキーワードを掲げ授業改革を進める。
- ※7 **ICT** 「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。PCやタブレット、電子黒板などを「ICT機器」、教育現場での情報通信技術を活用した取組を「ICT教育」という。
- ※8 **学習支援アプリ** 一人一台のタブレット端末を用いて、児童生徒の学びや授業運営をサポートするツールのこと。このアプリを用いることで、他の児童生徒とタブレット上で意見を共有したり、共同で発表資料を作成したりすることなどができる。
- ※9 **プログラミング的思考** 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力。
- ※10 **ALT (外国語指導助手)**
「Assistant Language Teacher」の略称で、小、中学校等に配置し、児童生徒の外国語教育や国際理解教育の学習活動の補助を行う。
阪南市においては、国等が実施する「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、8名のALTを配置している。

- ※11 ユニバーサルデザイン
障がいのある人の便利さ使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。
- ※12 合理的配慮
障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受けることができるように、必要かつ適当な変更・調整を行うこと。ただし、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない。
- ※13 人権3法
平成28年度に差別を解消することを目的に制定された、3つの法律。
「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」
「ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）」
「部落差別解消法（部落差別の解消の推進に関する法律）」
- ※14 府人権関係3条例
平成31年度に増加する来阪外国人旅行者や外国人労働者の受入れを見据えた国際都市にふさわしい環境を整備していくため、制定及び改正を行った3つの条例。
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」
「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」
- ※15 スクールソーシャルワーカー
子ども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを取り巻く環境を調整する。社会福祉士や精神保健福祉士などの有資格者が担うことが多い。
- ※16 ヤングケアラー
法令上の定義はないが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているような子どものこと。
- ※17 OJT
日常業務を通じた従業員教育のこと。日本の企業が開発したもので、業務現場における日常的経験の積み重ねによって、仕事に必要な力を向上させていくというもの。
- ※18 キャリア教育
一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。